

<別紙>意見に対する市の考え方

No.	ページ	意見を付する見出し	意見要約	市としての考え方	修正の有無
1	P1 1行目	第1章 はじめに	<p>計画は「<u>既知＋未知の感染症</u>」を対象としているが、<u>未知の感染症への具体的な対応プロトコル(一連の手順やルール)が不足している。</u>  <u>初動段階の情報収集フロー、海外情報連携、専門機関連携など、未知感染症への対応についての基本プロトコルの具体化を求める。</u></p>	<p>未知の感染症に備え、初動期の情報収集や関係機関連携の手順を整理しておく必要性は大きいと考えています。  初動段階の情報収集フローや海外情報との連携、専門機関による評価等は、感染症の特性に応じて機動的に運用されるものであり、「第2章の4 対策推進のための役割分担」(P13以降)に記載のとおり、国、府、地方衛生研究所、保健所等が主に担う役割として整理されています。  このため本計画では、これらの機関が収集・評価した情報を市が迅速に把握し、必要な体制整備や市民・関係機関への情報共有につなげる観点から、「第3章 各発生段階における対策」の「1 実施体制」及び「2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」において、市が講ずべき対策を定めています。</p>	修正なし
2	P4 1行目	第2章 新型インフルエンザ等 対策の実施に関する 基本的な方針	<p>第2章では市民の一般的な行動が記載されているが、<u>具体的な行動例(発熱時の行動フロー、検査・相談窓口の利用手順等)が曖昧である。</u>  <u>市民向けの具体的な行動フロー(例:発熱→検査→隔離→相談窓口の利用手順)を明示することを求める。</u></p>	<p>発熱時の対応や相談先など、市民が取るべき行動を分かりやすく示すことは重要であると認識しています。  一方で、検査・受診の具体的な手順や相談窓口の運用は、流行状況や病原体の特性、医療提供体制等に応じて適時見直しが必要となることから、初動期に国が初期リスク評価を実施した上で市民向けの具体的な行動フローを示し、府が迅速な検査・受診体制の整備を行うことが「政府行動計画ガイドライン」に整理されています。  このため、本計画では、個別具体の行動フローそのものを固定的に記載するのではなく、国・府の方針や体制整備と整合を図りながら、市が担う情報提供(広報、周知、相談先の案内等)を迅速かつ的確に実施することを中心に記載しています。  市としては、国・府と緊密に連携し、国・府が示す行動フローや受診・相談の方法等について、市民の皆様に正確で分かりやすい情報提供を行います。</p> <p>(参考: 政府行動計画ガイドライン)  <a href="https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/sector_overview_guidelines_3.pdf">https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/sector_overview_guidelines_3.pdf</a></p>	修正なし

<別紙>意見に対する市の考え方

No.	ページ	意見を付する見出し	意見要約	市としての考え方	修正の有無
3	P19 1行目	第3章 各発生段階における 対策	計画は対応段階別に記載されているが、「どの数値(感染者数・陽性率・医療逼迫度等)でどの段階へ移行するか」が明確でない。 <u>感染拡大段階のエスカレーション基準(例:週新規陽性者数10人/1万人など)を明示した運用指標を計画に追加することを求める。</u>	段階移行の判断に用いる指標や基準を明確に示すことは、市民の理解促進と円滑な対応の観点から重要であると受け止めております。 政府行動計画ガイドライン(まん延防止)では、JIHS(国立健康危機管理研究機構)によるリスク評価等を踏まえ、感染状況や保健医療体制の状況を都道府県単位で評価し、必要に応じて対策を講じることが重要とされ、参考とすべき指標及びデータが示されています。 段階移行の数値基準は国の評価・方針と府の運用により整理され、状況に応じて見直されるため、市が基準値を定めて本計画に明記することはできません。 そのため本計画では、国・府と整合を図りつつ、市が担う体制整備や情報提供等を定めています。  (参考:内閣感染症危機管理統括庁/政府行動計画等) <a href="https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html">https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html</a> (参考:大阪府ホームページ/大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画) <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/osakakansensho/singatainhuruenza.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/osakakansensho/singatainhuruenza.html</a>	修正なし
4	P29 2行目	第3章 3 まん延防止	計画では感染拡大防止や医療体制整備には十分触れられているが、中小事業者支援・休業補償・生活支援金など、市民生活への経済影響に対する具体的な支援策が弱い。 <u>影響を受ける市民・事業者への直接支援に関する基本的な考え方や支援方針(小規模事業者支援、休業者支援等)を計画内に明確に位置づけることを求める。</u>	感染症流行時における中小事業者支援や生活支援等の経済的影響への対応は、市民生活を守る上で重要な観点であると受け止めております。 一方で、新型インフルエンザ等対策行動計画は、法令及び政府の「基本的対処方針」等を踏まえ、国・府の対策と連携しながら、主として感染拡大防止、保健医療体制、情報提供等の公衆衛生上の対応に関する市の取組を整理するものとして位置づけています。 このため、休業補償や支援金等の直接支援の具体策を本計画に位置付けて明示することは想定していません。	修正なし
5	P41 1行目	第3章 5 保健	計画内に事業継続(BCP)への記載はあるが、想定した業務中断期間と復旧基準が示されておらず、実行性が不明確である。 <u>BCPの対象業務と最低維持基準を数値化し、本計画との関係性が分かる形で実効性を担保する評価指標を追加することを求める。</u>	業務継続(BCP)について、想定する業務中断期間や復旧の考え方、最低維持水準を明確にすることは、計画の実効性確保の観点から重要であると受け止めております。 本市では、新型インフルエンザ等の発生に備え、本行動計画を踏まえ、業務継続計画(BCP)を策定し、非常時においても市民サービスを継続できるよう備えています。 一方で、業務中断期間や復旧基準等の具体的な数値設定は、流行規模、職員の罹患状況、国・府の対策方針、医療・検査体制等により前提条件が大きく変動するため、本行動計画に固定的な指標として一律に明記することは難しいと考えています。 このため本行動計画では、BCPの策定・運用の方向性を示すにとどめ、BCPの具体的内容(対象業務、最低維持基準、復旧判断等)は、国の関係指針・ガイドライン等も踏まえつつ、平時から継続的に整備・見直しを行い、実効性の確保に努めます。	修正なし